3　新令附則第十二条第二十項の規定は、施行日以後に改正法第一条の規定による改正後の地方税法（次項から第八項までにおいて「新法」という。）附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項において「新居住安全改修工事」という。）が完了する同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項において「旧居住安全改修工事」という。）が完了した同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　新令附則第十二条第二十五項の規定は、施行日以後に新居住安全改修工事が完了する新法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧居住安全改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　新令附則第十二条第二十八項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「新熱損失防止改修工事」という。）が完了する同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「旧熱損失防止改修工事」という。）が完了した同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　新令附則第十二条第三十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　新令附則第十二条第四十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された改正法附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法附則第五十六条の二第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第一項」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第九条　改正法附則第二十三条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十年十月三十一日後にその提出があった場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十三条第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）」とする。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十条　新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「九年」を「十年」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十二条　郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第七条の四の二第二項第二号に掲げる利子」の下に「又は同項第十号ロに掲げる休眠預金等代替金の支払」を加え、「同号に掲げる利子の支払の取扱いをする」を「同項第二号又は第十号ロに定める」に改め、「に当該利子の支払をする者」の下に「又は預金保険機構から当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務（同令第七条の四の二第二項第九号に規定する支払等業務をいう。）の委託を受けた者」を加え、「、当該利子の支払をする」を「、これらの」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第十三条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行令第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の改正規定の次に次のように加える。

第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第一条中地方税法施行令第四十八条の九の八の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項中「百分の九・七」を「百分の六」に改める。

第一条のうち、地方税法施行令第五十七条の二後段の改正規定中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定中「第五十七条の二の三」を「第五十七条の二の五」に改め、第五十七条の二の五を第五十七条の二の七とし、第五十七条の二の四を第五十七条の二の六とし、同令附則第三十三条の二の見出しを改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を附則第三十四条とする改正規定を削る。

附則第一条第四号の三中「係る部分に限る。」の下に「、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定」を「同章第十節とする改正規定」の下に「、同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定」を加え、「第五十七条の二の三」を「第五十七条の二の五」に、「、同令附則第三十四条」を「及び同令附則第三十四条」に改め、「及び同令附則第三十三条の二を同令附則第三十四条とする改正規定」を削る。